

公表第8号

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年10月27日

春日那珂川水道企業団
企業長 武 末 茂 喜



春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員数 47人（会計年度任用職員を含む。）

<任命権者別職員数>

（各年4月1日現在）

区分	令和6年度	令和7年度	増減数
企業長事務部局	48人	47人	-1人
議会事務局	(3人)	(3人)	(0人)
監査事務局	(3人)	(3人)	(0人)
合計	48人	47人	-1人

※ () 内は併任の人数です。

(2) 採用者数及び退職者数（会計年度任用職員を含む。）

<職員の採用者数・退職者数>

職種	令和6年度		令和7年度
	採用者数	退職者数	採用者数
企業職	1(0)人	2(1)人	1(1)人
合計	1(0)人	2(1)人	1(1)人

※ () 内は暫定再任用職員の人数（内数）です。

<退職者の内訳>

区分	退職者数
定年退職	1人
その他の退職	1人

2 人事評価の状況

組織の業績向上と職員の育成を図ることを目的とし、平成24年度から目標

管理の手法を取り入れた人事評価制度を実施しています。

また、平成 30 年度から評価結果を勤勉手当に反映させています。

3 給与の状況

(1) 企業職の級別職員数（会計年度任用職員除く。）

＜級別職員数＞（令和 7 年 4 月 1 日現在）

級	主な職名	職員数
1 級	主事、技師	1 人
2 級	主事、技師	2 人
3 級	事務主任、技術主任	16(7)人
4 級	主任主査	13 人
5 級	課長補佐、統括係長	6 人
6 級	課長、主幹	5 人
7 級	局長	1 人
合 計		44(7)人

※ （ ）内は暫定再任用職員の人数（内数）です。

(2) 職員の初任給、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額 （会計年度任用職員除く。）

区分	初任給	平均年齢 (R07. 4. 1 現在)	平均給料月額 (R07. 4 月分)	平均給与月額 (R07. 4 月分)
企業職 大学卒	220,000 円	48.3 歳	343,394 円	426,232 円
企業職 短大卒	207,400 円	54.9 歳	297,080 円	389,633 円
企業職 高校卒	194,500 円	46.1 歳	286,557 円	341,856 円

※ 職員の給与とは、給料と諸手当の合計額です。

※ 給料は、職務の種類と内容、職責に応じて、規定で定められた給料表に基づく額が支給されます。

※ 平均給与月額には、期末手当と勤勉手当は含まれていません。

(3) 職員の手当（月額）

① 扶養手当

- ・配偶者：3,000 円
- ・扶養親族たる子 1 人につき：11,500 円
- ・扶養親族たる子で、特定期間（※）の子：5,000 円加算
- ・扶養親族たる父母等 1 人につき：6,500 円

※ 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間のことです。

② 地域手当

(給料月額+扶養手当+管理職手当)×8.5%

③ 住居手当

借家、借間：月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する(上限 28,000 円)。

④ 通勤手当

ア 交通機関等の利用者

運賃等の相当額を支給する(月額 150,000 円を限度)。

イ 自動車等の使用者

距離に応じて定める額を支給する(通勤距離が片道 2 km 以上の場合に支給する。月額 27,600 円を限度)。

※ 通勤距離は、合理的かつ最短距離のものです。

⑤ 管理職手当

・局長級：71,200 円

・課長級：54,900 円

⑥ 管理職員特別勤務手当

管理職が、災害時等の臨時又は緊急の必要で休日等に勤務した場合に支給する。

令和 6 年度決算額：11,300 円

⑦ 時間外勤務手当、休日勤務手当

令和 6 年度決算額：5,402,831 円

⑧ 期末手当、勤勉手当の支給率

区分	6 月支給	12 月支給	年間合計
期末手当	1.225 月	1.275 月	2.5 月
勤勉手当	1.025 月	1.075 月	2.1 月
合計	2.25 月	2.35 月	4.6 月

※ 令和 6 年 6 月及び 12 月の支給実績です。

<職の級による加算措置>

級	3 級	4・5 級	6・7 級
加算率	5 %	10 %	15 %

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間：38 時間 45 分(1 日当たり 7 時間 45 分)

勤務時間の割振り

- 基本的な勤務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

(休憩時間：午後0時15分～午後1時)

(2) 休暇

・年次有給休暇

1年度につき20日を付与。翌年度に20日を上限として繰越可能。

令和6年度の平均取得日数：13.6日（令和5年度13.7日）

・病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

・特別休暇

選挙権の行使、裁判員としての出頭、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

・介護休暇

介護が必要な状態にある家族を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇（無給）

(3) 育児休業の取得日数

項目	令和5年度	令和6年度
育児休業取得者数（男性）	2人	0人
育児休業取得者数（女性）	1人	0人
育児部分休業取得者数（男性）	0人	0人
育児部分休業取得者数（女性）	0人	0人

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の勤務実績が良くない場合や、疾病等の理由によりその職責を果たせない場合等に、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために行う不利益処分のことをいいます。

<令和6年度分限処分者数>

区分	休職	降任	免職	合計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	1人	0人	0人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に行う不利益処分のことをいいます。

<令和6年度懲戒処分者数>

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

6 服務の状況

地方公務員法により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、職員には、同法により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、服務上の義務等が課せられています。

春日那珂川水道企業団では、職員に対し、必要に応じて綱紀の保持に係る通知を行う等、服務規律の徹底を図っています。

(1) 職務に専念する義務の免除の状況

春日那珂川水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に、職務に専念する義務が免除されることがあります。

項目	令和5年度	令和6年度
職務に専念する義務の免除	13件	6件

(2) 営利企業等の従事の許可状況

職員は、営利企業の役員になったり、報酬を得て事業や事務に従事したりすることはできません。ただし、職務の遂行に支障や影響がなく、地方公務員としての信用を傷つけるおそれがない場合は、許可されることがあります。

項目	令和5年度	令和6年度
営利企業等の従事の許可	0件	0件

7 研修の状況

職員研修の状況（令和6年度）

区分	主な内容・派遣先	コース	受講人数
派遣研修	日本水道協会 福岡県市町村職員研修所 等	32 コース	32 人
自主開催研修	人権研修 人事評価研修	2 コース	47 人

8 職員の福祉等の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を計画的に実施しています。

(1) 職員互助会

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金と公費による助成金で運営しています。

<主な事業>

① 福利厚生事業

- ・自動販売機設置事業
- ・全員参加型事業
- ・クラブ活動助成
- ・インフルエンザ予防接種助成 等

② 慶弔給付事業

- ・結婚祝金
- ・出産祝金
- ・傷病見舞金
- ・死亡弔慰金 等

③ 貸付事業

<予算、決算の状況>

項目	令和6年度 (決算額)	令和7度 (予算額)
福利厚生事業に係る企業団の決算額	1,015,408 円	1,059,702 円
職員互助会への公費負担額 (A)	439,000 円	537,829 円
会員掛金総額 (B)	433,017 円	445,200 円
互助会会員数 (C)	45 人	44 人
会員1人当たりの公費補助金額 (A/C)	9,755 円	12,223 円
公費負担率 (A/(A+B))	50.3 %	54.7 %

※ 福利厚生事業に係る企業団の決算額（予算額）については、企業団が行う職員の健康診断やメンタルヘルス対策等の経費の合計額です。

※ 「職員互助会への公費負担額」については、慶弔給付事業を春日那珂川水道企業団の助成金対象外としています。

(2) 職員の健康管理

職員の健康を維持するため、健康診断を実施しています。

項目	令和5年度	令和6年度
健康診断受診者数	49 人	48 人

(3) 共済制度

職員の共済制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入しており、共済組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持増進事業、貸付事業等）を行っています。

(4) 公務災害・通勤災害の状況

職員が、公務中又は通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

区分	令和5年度	令和6年度
公務災害	1 人	0 人
通勤災害	0 人	0 人

9 職員の退職管理の状況

令和6年度に退職した職員の再就職の状況は次のとおりです。

退職者数	うち再就職者数		
	暫定再任用職員	民間企業等	その他
2 人	1 人	0 人	0 人